

令和7年度スタートアップ促進等委託業務 企画コンペ実施要領

1 目的

起業家やスタートアップの成長促進とともに、県内在住者や首都圏等県外在住者が本県での起業のきっかけ作りを図るために実施する起業・スタートアッププログラムに関する具体的な企画及び実施についての提案を募集するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度スタートアップ促進等委託業務 一式
- (2) 業務内容（詳細は業務仕様書参照）
ア ピッチ大会・交流会の開催
イ メンタリングプログラムの実施
- (3) 委託期間
令和7年6月（予定）から令和8年3月まで
- (4) 委託料の上限額
3,963千円（税込）

3 参加者の資格要件

参加資格者は、以下に記載する企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。（単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできない。）

また、共同提案する場合は代表者を定めたとうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) (5)と同期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経

営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4 企画コンペ参加手続き等

(1) 担当課

岩手県商工労働観光部経営支援課（岩手県庁2階）
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話：019-629-5543 FAX：019-629-5549
電子メールアドレス：AE0002@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) ⇨ 「入札・コンペ・公募情報」

《交付資料》

- 資料1 企画コンペ実施要領（本書）
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期限

令和7年5月14日（水）午後5時〔必着〕

イ 受付場所

上記4(1)に同じ

ウ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期限

随時回答するものとする。

なお、最終回答日は、令和7年5月16日（金）とする。

(4) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を電子メールで提出すること。

ア 提出書類

【様式1-2】企画コンペ参加届出書

【様式1-3】会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等実績

イ 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時〔必着〕

ウ 提出先

上記4(1)に同じ

エ 提出方法

電子メールにより提出すること。（アドレス：AE0002@pref.iwate.jp）

オ 提出期限までに参加届出書を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記6(2)に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

5 企画提案書等について

(1) 企画提案の作成

コンペ参加者は、上記2(2)及び資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

ア 提案の概要

イ プログラムの内容

ウ 運営体制

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

イ 積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類、提出部数

(ア) 企画提案書（様式2） 6部（正本1部・副本5部）

(イ) 積算内訳書（様式3） 6部（正本1部・副本5部）

(ウ) プレゼンテーション資料 6部（正本1部・副本5部）

(エ) その他補足資料（※任意） 6部（正本1部・副本5部）

イ 提出期限

令和7年5月23日(金) 午後5時〔必着〕

ウ 提出先

上記4(1)に同じ

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

(ウ) 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

オ その他

(ア) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(ウ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

上記3及び4(4)オに定めるところにより参加することができない者の企画提案及び下記アからオまでのいずれかに該当する企画提案は無効とする。

なお、無効となった企画提案を提出した参加者に対しては、文書により郵送で通知する。

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚

- 偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 上記 2(4)に定める委託料の上限額を超えた提案
- オ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選考方法

参加者の企画提案の審査は、資料 3 「企画提案審査要領」(以下、「審査要領」という。)に基づき、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の開催(予定)

ア 開催日

令和 7 年 5 月下旬～6 月上旬(詳細は別途通知する。)

イ 開催場所

盛岡市内

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、県に事前に連絡するものとする。

なお、追加資料等の提出は一切認めない。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は 1 者当たり 30 分(説明 20 分、質問 10 分)とする。

なお、都合により 1 者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(オ) 参加者が 6 者以上であった場合は、審査委員会において企画提案書等による審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評価された 5 者により、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

なお、一次審査により上位 5 者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 企画コンペ参加の辞退

ア 参加予定者がプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日(土日の場合は直近の金曜日)の午後 5 時〔必着〕までに【様式 1-4】「企画コンペ参加辞退届」を岩手県商工労働観光部経営支援課に電子メールにより提出すること。(アドレス: AE0002@pref.iwate.jp)

イ アにより企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について、不利益な扱いを受けることはない。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約保証金
会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書の位置付け
企画提案書に記載された事項に沿って6(3)アに定める契約内容についての協議・調整を行い、仕様を確定し、契約を締結するものとする。

8 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画コンペへの参加に要する経費について
企画コンペへの参加に要する経費については、全て参加者が負担するものとする。